

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人ぞうさん（以下「法人」という。）の理事の報酬を決めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事をいう。
- (2) 当法人の理事は無報酬とする。
- (3) 活動に伴う必要経費については、帳票を添付した請求により、代表理事が承認したものに限りこれを当法人が支払うものとする。

附 則

この規程は、2024年5月27日から施行する。